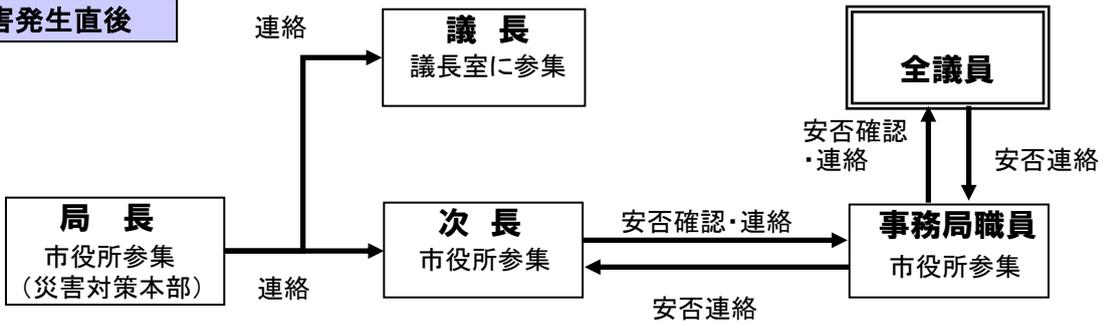


# 議会危機管理フロー

大災害発生時の議会の対応について災害対策本部が設置されたとき、又は震度5弱以上の地震が発生したときの対応を以下のとおりとする。

## 1 大災害発生直後



- ①議長は市役所議長室に参集する。議長が参集できない場合、その職務を代理する第1順位は副議長、第2順位は総務委員長とする。
- ②局長を初めとする議会事務局職員は市役所へ参集する。
- ③議員と事務局職員は、相互に安否連絡・確認を行う。

## 2災害時全員協議会(仮称)を開催する場合

